

# 上田市インターネット公有財産売却ガイドライン

上田市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の上田市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は本ガイドラインが優先して適用されます。

## 第1 公有財産売却の参加条件など

### 1 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

（1） 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に各号該当すると認められる方

〈参考：地方自治法施行令（抄）〉

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（2） 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、以下の各号に掲げられた方

- 一 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - 二 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - 三 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 六 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不正に利用している者
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 上田市が定める本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 当該入札に係る公有財産（物件）に関する事務に従事する上田市職員
- (6) 公有財産買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

## 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却（不動産・自動車・動産）は、地方自治法などの規定にのっとり上田市が執行する一般競争入札及びせり売りの手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、以後2年間上田市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や上田市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (5) 一般競争入札を行う物件については、現状での引き渡しとなりますのでご了承ください。
- (6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込など一連の手続きを行ってください。

### ア 参加仮申込

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込を行ってください。

### イ 参加申込（本申込）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込を行った後、上田市のホームページから、不動産の場合は、「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（不動産用）」（以下「申込書」といいます。）、及び「誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、添付書類の入札日前3ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、上田市が指定する日時までに提出してください。（必着）

自動車の場合は、「公有財産売却一般競争入札参加申込書（自動車用）」（以下

「申込書」といいます。)と「誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、個人の場合は「公的機関発行の証(運転免許証、パスポート等)のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」の提出を添付のうえ、上田市が指定する日時までに提出してください。(必着)

動産(自動車を除く)の場合は、「公有財産売却一般競争入札参加申込書(動産用)」(以下「申込書」といいます。)と「誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、個人の場合は「公的機関発行の証(運転免許証、パスポート等)のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」の提出を添付のうえ、上田市が指定する日時までに提出してください。(必着)

公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込(納付書払い)」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。(自動車、動産の場合の納付方法は、「クレジットカード」のみとします。)

不動産で「銀行振込(納付書払い)」を選択された方については、上田市から納入通知書を送付しますので、上田市が指定する金融機関で納付してください。(詳しくは「第2 2 入札保証金の納付について (2) 入札保証金の納付方法 イ 銀行振込(納付書払い)による納付」をご覧ください。)

複数の物件について申込をされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は1通のみ提出いただければ結構です。

- (7) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

### 3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

#### (1) 不動産・自動車・動産共通

ア 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など上田市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

#### (2) 不動産の場合

ア 売上代金の残金納付確認後、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など(建築など)に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

#### (3) 自動車の場合

ア 一時抹消登録して引き渡します。

### 4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申込を行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者

氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを上田市に開示され、かつ上田市がこれらの情報を上田市公文書管理規程に基づき、5年間保管すること。

上田市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号が売却システム上において一定期間公開されること。

エ 上田市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。また、入札参加者等が暴力団関係者でないことを確認するため、上田警察署等へ照会します。(地方自治法施行令第167条の14で準用する「せり売り」の場合も含みます。)

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が、住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても、不動産の場合は、所有権移転などの権利移転登記、自動車の場合は、新規登録を行うことができません。

## 5 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項(不動産のみ)

ア 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込手続き及び入札手続きをすることができるのは、代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込手続き及び入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申込及び入札保証金の納付について」及び「第3 公有財産売却の入札手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の誓約書、印鑑登録証明書及び共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書、代表者以外の方は代表者に委任する旨の委任状を上田市が指定する日時までに提出することが必要です(必着)。なお、申込書等は上田市のホームページから印刷することができます。また、共同入札者全員の誓約書、印鑑登録証明書及び申込書、代表者以外の方は代表者に委任する旨の委任状を上田市が指定する日時までに提出の確認できない場合、入札をすることができません。

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ 自動車、動産については、共同入札はできません。

## 第2 公有財産売却の参加申込及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込と入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込と入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

### 1 公有財産売却の参加申込について

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申込をする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

不動産について共同入札をする場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込を行ってください。

### 2 入札保証金の納付について

#### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7の規定により、一般競争入札に参加する者が、入札する前に納付しなければならない金員です。インターネットによる売却の場合の入札保証金は、予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めています。

#### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、上田市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

原則として、上田市が指定する日までに入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。（納付書により上田市が指定する金融機関で振り込まれた場合、納付が確認できるまで3営業日程度かかりますので、締切日間際の振込の場合はご連絡ください。）また、入札保証金には利息を付しません。

#### ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込を行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込を行った後、上田市のホームページから、不動産の場合は、「申込書」、「誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、添付書類の入札日前3ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、上田市が指定する日時までに提出してください。（必着）

自動車・動産の場合は、「申込書」と「誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、個人の場合は「公的機関発行の証（運転免許証、パスポート等）のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」の提出を添付のうえ、上田市が指定する日時までに提出してください。（必着）

申込書の入札保証金納付方法欄「クレジットカード」に「○」をしてください。VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードなどの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

#### イ 銀行振込（納付書払い）による納付

納付方法はクレジットカード以外に、上田市の発行する納付書による納付があります。

売却システムで参加仮申込される際には「銀行振込など」を選択していただくこととなります。

申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込（納付書払い）」に「○」をしてください。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込を行った後、上田市のホームページから不動産の場合は、「申込書」、「誓約書」を印刷し、必要事項を記入後、添付書類の入札日前3ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、上田市が指定する日時までに提出してください。（必着）

自動車・動産の場合は、アのクレジットカードによる納付のみとなり、納付書による納付はできません。

納付書は送付しますので、上田市が指定する金融機関で納付してください。

##### 1 指定金融機関

株式会社八十二銀行

##### 2 指定代理金融機関

上田信用金庫、信州うへだ農業協同組合

##### 3 収納代理金融機関

株式会社三井住友銀行、株式会社群馬銀行、株式会社長野銀行、  
長野県信用組合、長野県労働金庫、株式会社ゆうちょ銀行、  
日本郵便株式会社（長野・新潟県内に限る）

#### (3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに上田市の定める契約を締結しない場合や売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合は没収し、返還しません。

#### (4) 入札保証金の契約保証金の充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「入札保証金充当依頼書（不動産用）、入札保証金充当依頼書（自動車用）」の書類に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。ただし、動産の場合は「入札保証金充当依頼書（動産用）」の書類に基づき、売買代金に全額充

当します。

### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本ガイドラインにおける入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

#### 1 公有財産売却への入札

- (1) 入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

- (2) 入札をなかったものとする取り扱い

上田市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

#### 2 落札者の決定

- (1) 落札者の決定

入札期間終了後、上田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

##### ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

##### イ 上田市から落札者への連絡

落札者には、上田市から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。また、不動産で共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

上田市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、上田市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金若しくは契約保証金を没収し、返還しません。

- (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

### 3 売却の決定

#### (1) 落札者に対する売却の決定

上田市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより、契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

不動産の契約の際には、上田市より売買契約書及び上田市が指定する関係書類（「入札保証金充当依頼書（不動産用）」、「契約保証金充当依頼書（不動産用）」）を送付しますので、上田市が指定する内容等に沿って、売買契約書及び関係書類を上田市に提出してください。なお、自動車の場合は、書類「入札保証金充当依頼書（自動車用）」及び「契約保証金充当依頼書（自動車用）」、動産の場合は、書類「入札保証金充当依頼書（動産用）」の提出が必要です。

##### ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 決定金額における消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。不動産の土地は消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないため、決定金額には消費税及び地方消費税相当額は課税されません。ただし、土地付き建物については、建物のみ決定金額に消費税及び地方消費税が別途加算されます。なお、自動車・動産の場合には、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

##### ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

#### (2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合及び落札者が公有財産売却の参加仮申込の時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

### 4 売払代金の残金の納付

#### (1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金または契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

#### (2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに上田市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付をされなかった場合、事前に納付された入札保証金、若しくは契約保証金を没収し、返還しません。

#### (3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、上田市が発行する納付書により納期限までに納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに上田市が納付を確認することが必要です。

## 5 入札保証金の返還

### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込を行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

#### ア クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

#### イ 銀行振込（納付書払い）による納付の場合（不動産のみ）

入札保証金の返還方法は、申込書による申込者が指定する銀行口座への振込みとなります。申込者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込を行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後1ヶ月程度要することがあります。

## 第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

### 1 公有財産売却への入札

#### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

#### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

上田市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売を続行します。

## 2 落札者の決定など

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、上田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

### (2) セリ売終了の告知など

上田市は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、セリ売終了を告知します。

### (3) 上田市から落札者への連絡

落札者には、上田市から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

上田市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、上田市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金若しくは契約保証金を没収し、返還しません。

### (4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

## 3 売却の決定

### (1) 落札者に対する売却の決定

上田市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより、契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

自動車の場合は、書類「入札保証金充当依頼書（自動車用）」及び「契約保証金充当依頼書（自動車用）」、動産の場合は、書類「入札保証金充当依頼書（動産用）」の提出が必要です。

#### ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 決定金額における消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。市町村は事業者ではないため消費税は非課税という考え方になります。なお、自動車・動産の場合には、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

#### ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

### (2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合及び落札者が公有財産売却の参加仮申込の時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

#### 4 売払代金の残金の納付

##### (1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金または契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

##### (2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに上田市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付をされなかった場合、事前に納付された入札保証金、若しくは契約保証金を没収し、返還しません。

##### (3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、上田市が発行する納付書により納期限までに納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに上田市が納付を確認することが必要です。

#### 5 入札保証金の返還

##### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込を行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

##### ア クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落しを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

### 第5 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

#### 1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

#### 2 権利移転の手続きについて

##### (1) 不動産の場合

ア 売上代金の残金納付確認後、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ 住民票（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））（いずれも発行後３ヶ月以内のもの）及び登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を同封のうえ、売上代金の残金納付後、すみやかに上田市へ提出してください。（売上代金の残金納付期限は、契約締結後、30日以内となります。）

ウ 共同入札の場合は、共同入札者全員の住民票（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に上田市に対して任意の書式にて申請してください。

エ 所有権移転登記は、法務局へ申請を行ってから２週間から１ヶ月程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車の場合

ア 関係書類に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

### 3 引き渡し及び権利移転に伴う費用について

(1) 不動産の場合

ア 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、申請書類の郵送料など）は落札者の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

(2) 自動車等の場合

ア 一時抹消登録して引き渡します。

イ 引き渡しは、売払代金納付時の現状有姿で行います。

ウ 引き渡し時期は、原則として上田市の指定する期日となります。この時に落札者が公有財産を引取れない場合は、上田市ホームページより「保管依頼書(自動車用)」を印刷し、必要事項を記入のうえ提出してください。（保管期間は原則として売買代金の納付を市が確認してから30日以内です。）

エ 引き渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）を提示してください。なお、代理人が公有財産の引き渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証を提示してください。

オ 引き渡しの際に、「市有財産受領書(自動車用)」を提出してください。

カ 再登録手続きに必要な書類（譲渡証明書や登録識別情報等通知書及び再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券）等）については、売買代金の納入確認後に落札者へ送付します。なお、登録に伴う費用は落札者のご負担となります。

キ 上田市指定場所での直接引き渡しとなるため、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。また、それらに係る費用は、落札者の負担となります。なお、引き渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

(3) 動産の場合

ア 公有財産の引き渡しは売払代金の現状有姿で行います。

イ 引き渡し時期は、原則として上田市の指定する期日となります。この時に落札者が公有財産を指定日までに引取れない場合は、上田市のホームページより「保管依頼書(動産用)」を印刷し、必要事項を記入のうえ提出してください。(保管期間は原則として売払代金の納付を市が確認してから30日以内です。)

ウ 公有財産の引き渡しを受ける際には、落札者本人確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)を提示してください。なお、代理人が公有財産の引き渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証を提示してください。

エ 出品時に引き取り限定物件以外の公有財産で、送付による引き渡しを希望される場合は、上田市のホームページより「送付依頼書(動産用)」を印刷し、必要事項を記入のうえ、提出してください。送付時の事故などによって公有財産が破損、紛失などの被害を受けても、上田市は一切の責任を負いません。

オ 引き渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

カ 引き渡しを受けた後、「市有財産受領書(動産用)」を提出してください。

#### 4 その他

(1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後若しくは売払代金の残金納付後に発生した財産の破損、焼失など上田市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などはすべて落札者自身で行ってください

(3) 一度引き渡しを受けた財産は、いかなる理由があっても返品、返金、交換などはありません。

## 第6 注意事項

### 1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込を取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

ウ せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

## 2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後1ヶ月程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後1ヶ月程度要することがあります。

## 3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、上田市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、上田市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込または入札に参加できない事態が生じた場合においても、上田市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、上田市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込ができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、上田市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (6) 公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、上田市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインID及びパスワードなどを紛失若しくは、ログインID及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず上田市は責任を負いません。

#### 4 公有財産売却の参加申込期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

#### 5 リンクの制限など

上田市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、上田市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、上田市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、上田市に無断で転載・転用することは一切できません。

#### 6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

#### 7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

#### 8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によ

ります。

## 9 上田市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

上田市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、上田市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込の受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

## 10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、上田市が掲載したものでない情報については、上田市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

### インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

# 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 上田市長

住 所

(所在地)

(ふりがな)

氏 名

(名称及び代表者)

\*法人にあつては、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載してください。

上田市が実施する市有財産売却に係る一般競争入札への参加申込にあたり、下記の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴職が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げられた者に該当しません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。  
また、これら暴力団、及び暴力団員と、社会的に避難されるような関係を有しておりません。
- 4 暴力団、及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとするものではありません。
- 5 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の用に供し、また、用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸いたしません。
- 6 公共の安全、及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属していません。
- 7 契約条件、及び売買案内書等すべて承知のうえ申請しますので、後日これらの事柄について上田市に対し一切の異議、苦情を申し立ていたしません。
- 8 当方の提出した書類から確認できる個人情報に貴職が上田警察署に提供することに同意します。
- 9 貴職から求めがあれば当方の役員等の名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が上田警察署に提供することに同意します。

## ＜関係法令＞

### ○ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）より抜粋

#### （一般競争入札の参加の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### ○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）より抜粋

#### （定義）

第 2 若しくは条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。